

「原子力依存のエネルギー政策の転換を求める申入れ」への御回答

平成14年12月
経済産業省

表記について、次のとおり御回答いたします。

1 .

今回の一連の問題に対して、当省としては、まず、徹底した事実解明を進めることが必要と考え、調査を進めその結果を公表してまいりました。また、法令違反が確認されたものについては、原子炉の運転停止処分など厳正な対応を行うこととしております。また、国民の信頼回復のためには、早急に再発防止策を講じることが必要不可欠であることから、今次臨時国会に、事業者による自主検査の法定化、設備にひび割れ等がある場合の設備の健全性評価の義務化などを内容とする法案を提出させて頂いております。こうした対応を通じて、引き続き原子力の安全確保に努めてまいる所存です。

原子力発電の経済性については、平成11年12月の総合エネルギー調査会原子力部会において、原子力発電の経済性に係る試算が行われ、原子力発電コストは、約5.9円/kWhと試算されています。これはあくまでも一定の前提の下での試算ではありますが、他の電源との比較において遜色がないものと認識しております。

さらに、原子力発電は、ウラン資源が政情の安定した国々に分布していることなどから燃料の供給安定性に優れるとともに、発電過程で二酸化炭素を排出しないことから地球温暖化対策に資するものであり、日本の電力供給の3分の1を担う基幹エネルギーとなっています。このように優れた特質を有する基幹エネルギー源を損なうことは適切ではなく、原子力発電は今後とも、より重要なエネルギー源となっていくと考えられます。

2 .

エネルギー資源の乏しい我が国は、国内において核燃料サイクルを確立することが将来的なエネルギーセキュリティの確保上極めて重要との認識の下、原子力開発当初から、核燃料サイクルの確立に向け継続して努力を行ってきており、実用規模の施設を安全に運転できる技術、経験を蓄積してきています。

使用済燃料から回収されるウランやプルトニウムをプルサーマルによってリサイクル利用する場合、元の燃料の量の最大2割から4割程度に相当する新たな燃料を再び加工することができます。さらに、使用済燃料を再処理して、高レベル

放射性廃棄物を分離することにより、高レベル放射性廃棄物として処分する量を低減することができます。

使用済燃料を国産資源として活用する核燃料サイクルを実用規模で確立していれば、将来ウラン資源の供給が万一不安定になるようなことがあっても柔軟に対応でき、また、石油や石炭、原子力に変わり得る将来の基幹エネルギーの開発・普及の努力に、より多くの時間的余裕を与られます。すなわち、核燃料サイクルの確立により、将来のエネルギー供給の不確実性というリスクの低減に貢献できます。そのため、プルサーマルを含む核燃料サイクルは、長期的な視点に立って、着実に推進していくことが重要です。

しかし、今回の事案により、原子力に対する国民・住民の信頼を失ったことの影響は大きく、原子力政策を巡る情勢は厳しいものがあります。まずは、事実関係の究明や再発防止策を徹底的に実施することを再出発点とし、国民・地元との対話活動に積極的に取り組むこと等を通じ、失った信頼の回復に全力を傾注してまいり所存です。

3 .

風力・太陽光等の新エネルギーについては、地球環境問題への対応やエネルギー安定供給の多様化を図る観点から、その導入促進に最大限の努力を傾注することが重要と考えております。我が国では、新エネルギー導入目標として、2010年度に原油換算で1910万kl、一次エネルギー供給の3%程度と設定、また、新エネルギーに地熱・水力を加えた再生可能エネルギー全体としては、一次エネルギー供給の7%程度と設定しており、この目標の実現に向けて、政府としては最大限の取組を図っております。

平成15年度概算要求として、平成14年度予算額に比べて169億円増となる1,618億円を計上し、施策の強化を目指しております。

また、先の通常国会で成立いただいた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に基づき、電力分野における新エネルギーの導入拡大に、努めてまいり所存であります。

今後とも、風力・太陽光等をはじめ、新エネルギー源ごとの特性や課題に応じて、新エネルギーの開発・導入に向けて全力で取り組んでまいります。

4 .

今次臨時国会において御審議頂いている電気事業法等の改正法案により、事業者に対し、検査の結果、ひび割れ等の不具合が発見された場合には、当該設備の安全上の評価を行い、記録することを義務づけることとしております。いわゆる「維持基準」は、ひび割れ等の不具合が発見された場合に、それが技術基準に適合しているか、その不具合が将来にわたってどのように進展するか、仮に将来

技術基準に適合しなくなるとすればどの時期か、といったことを、科学的・合理的な根拠に基づく方法により予測し、評価する手法であり、この評価手法の導入により設備の安全確保に資するものと考えています。従来から求められている安全性の水準を引き下げるものではありません。

定期検査の間隔については、平成14年6月の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会報告において、個々の保守・点検項目ごとに安全上最も有効な頻度を評価し、その評価に基づき規制当局が原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を定めるべき、としています。この考え方は、インセンティブを与えるるものではなく、規制において科学的合理性を確保し、実効性を向上するためのものであり、この考え方に沿って今後検討を行ってまいります。